



2022年9月21日

各 位

会 社 名 株式会社ファーストロジック  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 坂 口 直 大  
(コード番号：6037 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 管理部  
経理財務グループリーダー 渡邊賢太郎  
TEL. 03-6833-4576

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年10月28日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 本店の所在地の変更

現行定款第3条に定める本店の所在地を「東京都千代田区」から「東京都中央区」に変更するものがあります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要になるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第 1 条</u> 変更前定款第 15 条は、施行日から 6 か月を経過した日又は施行日から 6 か月以内に開催される株主総会日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本条は、前項で定めるいずれか遅い日後をもってこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 10 月 28 日 (予定)  
 定款変更の効力発生日 2022 年 10 月 28 日 (予定)

以上